

政令

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十三年二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

政令第十七号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第一条ただし書の規定する政令で定める日は、同法第十条並びに附則第五条及び第六条の規定については昭和五十三年四月一日、同法附則第四条の規定については同年十月一日とする。

大蔵大臣 村山 達雄
労働大臣 藤井 勝志
内閣総理大臣 福田 赳夫

建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第四条の規定の施行に伴う労働保険の保険料の納付等に関する経過措置を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十三年二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

政令第十八号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第四条の規定の施行に伴う労働保険の保険料の納付等に関する経過措置を定める政令

内閣は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。(概算保険料の納付に関する経過措置)

第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第四項第三号に掲げる事業であつて、雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立の日が昭和五十三年十月一日前であるものの事業主が当該事業に

ついて同法第十五条第一項の規定に基づき同年四月一日から始まる保険年度に係る労働保険料を納付する場合において、当該労働保険料の算定の基礎となる額の見込額が、同項第一号の労働省令で定める場合に該当する場合における同条の二の労働省令で定める場合に該当する場合における同条に規定する高年齢者賃金総額の見込額は、労働省令で定める額とする。(建設労働者に係る事業に要する費用等に関する経過措置)

第二条 昭和五十四年三月三十一日までの間に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十條中「千分の一」とあるのは、「千分の〇・五」とする。

2 昭和五十四年三月三十一日までの間に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第六項中「千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同三」とあるのは「千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)を雇用保険率で除して得た率をいう」と、同法第三十條第一項中「四事業率」とあるのは「千分の三・五の率(第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る昭和五十三年十月一日以後の期間に係る一般保険料については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率」とする。

3 昭和五十四年三月三十一日までの間に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第六条の規定による改正後の雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十六條第三項第三号中「千分の四・五」とあるのは、「千分の四」とする。

附則 この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の規定は、同年十月一日から施行する。

大蔵大臣 村山 達雄
労働大臣 藤井 勝志
内閣総理大臣 福田 赳夫

省令

○法務省令第五号
不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第九條及び商業登記法(昭和三十八年法律第一百

十五号)第二条の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。昭和五十三年二月七日

法務大臣 瀬戸山三男

登記事務委任規則(昭和二十四年法務省令第十五号)の一部を次のように改正する。
第十三条第四項中「押部谷町」の下に、「板が丘西町 自一丁目、板が丘中町 三丁目、板が丘東町 三丁目」を加える。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○農林省令第四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。昭和五十三年二月七日

農林大臣 中川 一郎
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第二号中「伊予三島」を「三島川之江」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の植物防疫法施行規則の規定は、昭和五十三年二月一日から適用する。

○労働省令第四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十五條の二及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第四条の規定の施行に伴う労働保険の保険料の納付等に関する経過措置を定める政令(昭和五十三年政令第十八号)第一条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

労働大臣 藤井 勝志

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
労働省令第八号)の一部を次のように改正する。
様式第六号(甲)(裏面)(注意)の3中「1,000分の15」を「1,000分の15.5又は1,000分の16.5」に、「1,000分の13」を「1,000分の13.5」に改める。

附則

(施行期日) この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

第二条 昭和五十三年四月一日から始まる保険年度の労働保険料に係る申告書については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則様式第六号に必要な改定をして使用することができる。(賃金総額の見込額の特例等に関する経過措置)

第三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律附則第四条の規定の施行に伴う労働保険の保険料の納付等に関する経過措置を定める政令(以下「経過措置政令」という)第一条の賃金総額の見込額に係る労働省令で定める額は、次の各号に掲げる当該賃金総額の見込額に応じ、当該各号に定める額とする。
一 昭和五十三年四月一日から同年九月三十日までの間に係る当該賃金総額の見込額 昭和五十三年四月一日から始まる保険年度(以下「五十二保険年度」という)に使用したすべての労働者に係る賃金総額のうち同年四月一日から同年九月三十日までの間に係るもの
二 昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に係る当該賃金総額の見込額 五十二保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額のうち昭和五十二年十月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に係るもの

経過措置政令第一条の高年齢者賃金総額の見込額に係る労働省令で定める額は、次の各号に掲げる当該高年齢者賃金総額の見込額に応じ、当該各号に定める額とする。
一 昭和五十三年四月一日から同年九月三十日までの間に係る当該高年齢者賃金総額の見込額 五十二保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額のうち昭和五十二年四月一日から同年九月三十日までの間に係るもの
二 昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に係る当該高年齢者賃金総額の見込額 五十二保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額のうち昭和五十二年十月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に係るもの

昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に係る当該高年齢者賃金総額の見込額 五十二保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額のうち昭和五十二年十月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に係るもの

昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に係る当該高年齢者賃金総額の見込額 五十二保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額のうち昭和五十二年十月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に係るもの

昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に係る当該高年齢者賃金総額の見込額 五十二保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額のうち昭和五十二年十月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に係るもの